

(参考3) 各種補助金

インボイス制度への対応も見据えたデジタル化や販路開拓等の取組において、以下の補助金が活用できます。

1 IT 導入補助金

令和3年度補正予算にて新設された「デジタル化基盤導入類型」において、中小・小規模事業者向けに、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、補助率の引き上げ（1/2→最大3/4）を行うとともに、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット等、レジ・券売機の導入費用を支援しています。

【デジタル化基盤導入類型】

補助額	会計・受発注・決済・ECソフト		PC・タブレット等	レジ・券売機等
	5万円～50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3/4以内	2/3以内※	1/2以内	
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費 ハードウェア購入費			

※ 交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、50万円超の金額については2/3。

IT 導入補助金について、詳しくはリーフレット及び
IT 導入補助金事務局ホームページをご参照ください。

IT 導入補助金
リーフレット



IT 導入補助金
事務局ホームページ



2 小規模事業者持続化補助金

令和3年度補正予算にて新設された「インボイス枠」において、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援するため、小規模事業者等が自ら経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を対象に、補助上限額の引き上げ（50万円→100万円）を実施しています。

類型	概要
<u>インボイス枠</u>	○申請要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取組を行う小規模事業者 ○補助上限 100万円 ○補助率 2/3

小規模事業者持続化補助金について、詳しくはリーフレット及び事務局ホームページをご参照ください。

小規模事業者
持続化補助金
リーフレット



(商工会地区)
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



(商工会議所地区)
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



(参考 4) インボイス制度特設サイト・相談窓口

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
 - ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
 - ③ インボイス制度に関する取扱通達や Q&A
- などを随時掲載しています。

特設サイト



オンライン説明会について

国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、オンライン形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。

全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

説明会サイト



《適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先》

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ 軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。